

# アルバータ州の 子ども扶養ガイドライン

——家族法典のもとで作成——

村 井 衡 平

第1条 目的 これらのガイドラインの目的は、

- (a) 両親の財政的資産から彼等が利益をうけるべく確保する子どもの扶養料の標準を確立し、
- (b) より客観的な子どもの扶養命令を創設することにより、両親の間の衝突と緊張を少くし、
- (c) 裁判所と両親に子ども扶養合意のレベルを設け、かつ、解決を容易にし、さらに、
- (d) 同様の事情のもとにある両親と子どもの間の調和のとれた処置を確保することにする。

## 解 釈

第2条 定義 (1) これらのガイドラインにおいて、

- (a) “法律”とは、家族法典を意味する。
- (b) “子ども”とは、本法第40条で定義された子を意味する。
- (c) “裁判所”とは、プロビンス裁判所または必要に応じて、女王座裁判所を意味する。
- (d) “収入”とは、第15条または第20条に定められた年収入を意味する。
- (e) “譲り受け人”とは、裁判法（カナダ）の第20.1条1項のもとで引用されたミイニスター、メンバーまたは代理人を意味する。（子ども扶養命令が該細則に従って指定される。

- (f) “両親”とは、本法の第1条および第47条に定義される親を意味する。
- (g) “表”とは、これらのガイドラインの第1表の中に採用された“連邦子ども扶養ガイドライン”のなかの第1表にのべられた連邦子ども扶養ガイドラインの計画書を意味する。
- (h) “一般的な子どもの世話”とは、“統一子ども世話法（カナダ）”の第4条のもとで定められた利益を意味する。

(2) 第15条ないし第21条で使用された言葉および表現さらに本条で定義されなかったものは、“所得税法（カナダ）”のもとで課せられた意味をもつ。

(3) これらのガイドラインの目的のために、特別な情報にもとづいて金額が決定される時、最も一般的な情報が利用されなければならない。

(4) 子どもの扶養命令に加えて、これらのガイドラインは、事情が要求する改正を

- (a) 本法の第84条のもとでの中間命令、および
- (b) 子ども扶養命令を変更する命令

に要求する。

**第3条 推定による規則** (1) これらのガイドラインのもとで別の定めが行われる場合を除いて、裁判所の子どものための扶養命令の額は、

- (a) 未成年の子どもの数に従って、適用できる表にのべられた金額、命令が企てられる人の収入および
- (b) もしあるとすれば、第7条のもとに認定された金額。

(2) これらのガイドラインのもとで別段の規定のない限り、少なくとも18才であるか、22才未満であり、彼または彼女がフル・タイムの学生である限り、

- (a) 命令が関連する子どもが未成年であるかのように、これらのガイドラインの適用によって決定される金額、または
- (b) 裁判所がこのような方法が不適當であると考えるとき、子どものおかれている諸条件、財産、ニーズおよび子どもの扶養に貢献する各種の財政上の能力を考慮し、適切と判断する金額が子どもの扶養料とされる。

(3) 前示第2項およびのちの第7条および第10条さらに第46条(b)(ii)のために、フル・タイムの学生とは、1学期間にフル・タイムの授業を構成するコースに登録されている学生を指し、

- (a) 学校法に定められた学校、

## アルバータ州の子ども扶養ガイドライン

- (b) Post secondary learning Act のもとでの Post learning institute.
  - (c) 所得税法第118条6のもとで指定された学校施設,
  - (d) 裁判所の意見によれば, (a)より(c)までに引用されたものと本質的に類似している施設。
- (4) 適用できる図表は,
- (a) 命令の対照である親がカナダに居住しているとき,
    - (i) 子どもの扶養命令の申立のときに親が通常に住居している州の図表または子どもの扶養命令に関する変更命令がなされるとき, または訴訟法(カナダ)の第25条のもとで合計額が再計算されるとき,
    - (ii) 親が通常に住居していた州が, 第(i)項に定められた時期以降, 扶養料の親を決定するときに親が通常どおり居住している州の図表が変えられるか,
  - または
  - (iii) 扶養料の額が予定されたのちの近い将来に, 親が通常居住している州以外の州に住居するであろうと満足するとき,
- そして
- (b) カナダ以外の地に住むべく親に不利な命令がなされたか, またはその親の居所が不明の場合は, 子どもの扶養を求める親が申出のときに通常居住している州の表または離婚法(カナダ)の第25条(1)のもとで計算をし直す。

**第4条** 15万ドルを越える収入 子どもの扶養命令の対照となる親の収入が15万ドルを越えるとき, 子どもの扶養命令の金額は,

- (a) 第3条のもとで決定された額, または
- (b) 裁判所がその額は不適切であると考えるとき,
  - (i) 親の当初の15万ドルの収入に関して, 命令が関係する成年以下の子どもの数のために適用できる表に述べられた額,
  - (ii) 親の収入のバランスに関して, 扶養の権利のある子どもの条件, ニーズおよび他の事情を考慮し, 裁判所が適切と考える金額。
- (iii) もし3子ならば, 第7条のもとで決定された金額。

**第5条** 親の代わりとなる人 ある人に親の立場に立って子どもの扶養命令が云渡されるとき, その人に帰する子どもの扶養命令の金額は, 本法の第51条(5)

にのべられる要因を考慮し、裁判所が適切と判断する金額である。

**第6条** 医学，歯科のための保険 子どもの扶養料の支払いを命じるに当り，子どもの医学または歯科の保険が彼または彼女の使用人または他の人によって，合理的な料金で利用できる時，裁判所はそれによる填補の取得またはその継続を命じることができる。

**第7条** 特別または異常な費用 (1) 子どもの扶養命令において，裁判所は以下の要因の全部または一部をカバーするため，親または子どもの最善の利益に関する支出の必要性，親の資産に関する支出の合理性，別居以前の資産に関する支出の合理性および別居以前における子どもおよび家族の資産形態を考慮する必要がある。

- (a) 第50条(1)(b), (c)または(d)に引用される親または他の人々の雇傭，病気，無能力，教育または雇傭のための訓練により生じた子どもを世話する費用。
- (b) 子どもに帰せられる医師または歯科医の保険料。
- (c) 健康に関連する費用一年間100ドルを越す超過保険料の支払い。
- (d) 初等，中等学校教育のための予想外の費用。
- (e) 2次教育後の費用。
- (f) 課外活動のための異常な費用。

(1.1) 第1項の(d)および(f)の目的のために，子どもの扶養料を請求する人が，子どもの親である場合，“法外な費用”とは，

- (a) 異状な金銭を請求する親が，自分の収入および適用できる表のもとで受け取る金額を考慮し，裁判所が机上の計算は不適切であり，裁判所が別に決定した金額が適切であるか，または
- (b) (a)項が適用できないとき，裁判所が別に決定した金額が適切であるか，または
- (c) (a)項が適切でないとき，裁判所が考えるのは下記のとおりである。
  - (i) 計算を要求する親の収入に関連する費用であり，これには，適用できる表のもとで親が受け取る金額を含めるか，または裁判所が表による金額は不適切であり，裁判所が他方で決定した金額が適切である。
  - (ii) 教育上の計画および課外活動の性質および数。
  - (iii) 子どもの特別なニーズまたは活動。

## アルバータ州の子ども扶養ガイドライン

- (iv) 計画および活動のための費用の金額、および
  - (v) 裁判所が関連して考慮する類似の要因。
- (1.2) (1)(d)および(f)の目的のため、子どもの扶養を請求する人が、親ではなく、本法第50条(1)に関連する他人であるとき、“予想外の費用”とは、裁判所が下記の事情を考慮して決定する費用を意味している。
- (a) 子どもの扶養を請求する人が、適用できる表のもと、または裁判所が表による合理的な適用ができず、裁判所が別途に認定した費用が適切である。
  - (b) 教育上の計画および課外の活動。
  - (c) 何か特別なニーズおよび子どもの才能。
  - (d) 何か裁判所が関連があると考え他の類似した要因。
- (2) 第1項に引用された費用の額を決定する指導的な諸原則によれば、費用は、もしあるならば、子どもからの寄与による費用を差し引いたのち、彼等の各自の収入に対し、額によって分担される。
- (3) 第4節に従い、第1項に引用された費用の額を決定するに当り、裁判所は費用に関連する騒動、利益、所得税の控除または費用に関連する信用等々を考慮に入れなければならない。
- (4) 第1項に参照された費用の額を決定するに当り、裁判所は一般的な子どもの世話の費用またはかかる利益を請求する適格性を考慮に入れるべきではない。
- 第8条 分裂監護** 各親が単独監護もしくは複数の子どもの単独監護もしくは複数の子どもの世話と監護を引き受けるとき、子どもの扶養命令の合計は、子どもの扶養命令が彼等の1人1人になされるときと全くちがっている。
- 第9条 分配親子関係** 一方の親が1年の40%以上の期間、子どもとの面接、身体の世話および監督の権利を行使するとき、子どもの扶養命令の金額は、下記を考慮して決定されなければならない。
- (a) 親の各自のために適用できる表に割り当てられた金額。
  - (b) 分配親権制度による費用の増加。
  - (c) 誰れのための扶養が企てられているかによる各親および扶養の対象とする子のおかれる条件、資産、ニーズおよび他の事情。
- 第10条 不当な困難** (1) 一方の親の請求にもとづいて、裁判所は第3条、4条および第8条または第9条のもとで規定された金額とちがう金額を与えるこ

とができるし、またはもし裁判所が、請求している親または請求されている子どもに関し、不当に困難な状況にあると判断したときも同様である。

- (2) 親または子が蒙る不当に困難な事情には下記が含まれる。
- (a) 親が両親および彼等の子どもを扶養するための非常に高額な債務を個人的に負った。
  - (b) 親が子どもと面接するか、または子どもと連絡をとるために異状に高額の費用をかけた。
  - (c) 親が判決、命令または書面による別居合意により、誰れかを扶養する義務を負っている。
  - (d) 病気、無能力または他の原因により、親が自分の子ども以外の下記の子どもの扶養義務を負っている。
    - (i) 未成年または
    - (ii) 成年に達しているが、病気・無能力または他の原因により、生活必需品を取得できない：
  - (e) 病気または無能力のため、生活必需品を取得できない人について、親が法律上の扶養義務を負っている。
- (3) 第1項のもとの不相応に困難な決定にもかかわらず、該条項のもとの適用は、裁判所によって拒否されなければならない。もし不当な困難を立証する親の世帯が第3条、第4条、第8条ないし第9条のもとの子どもの扶養料の額を決定したのち、他の親族の世帯よりも生活水準が高いときは、そうである。
- (4) 第3項の目的のために生活水準を比較し、裁判所は第(2)項にのべた生活水準の比較を利用することができる。
- (5) 裁判所が第(1)項のもとの子どもの扶養にちがった額を与えるとき、裁判所は子どもの扶養料支払命令のなかで、不当な困難と最後に支払われる扶養料の額を発生させる事情を特定することができる。
- (6) 本条のもとの、裁判所がちがった額の子どもの扶養料を与えるとき、そうすべき理由を記録しなければならない。

### 子どもの扶養命令の諸要因

**第11条** 支払の型式。裁判所は子どもの扶養命令において、命令のもとで支払われる金額は、周期的な支払い、1時払いまたは周期的および定期的な支払い

## アルバータ州の子ども扶養ガイドライン

を請求することができる。

**第12条 担保** 裁判所は子ども扶養命令のなかで、命令のもとで支払われる金額は定期的な支払いか、1時払いと定期的な支払いを要求することができる。

**第13条 命令のなかで特定される情報** 子どもの扶養命令には、下記の情報を含まなければならない。

- (a) 命令が関連する個々の子どもの姓名および生年月日。
- (b) 子どもの扶養命令の額を決定するのに使用される親の収入。
- (c) 命令が関連する子どもの数のために第3条1項(a)のもとで決定される金額。
- (d) 成年に達したか、またはそれ以上の子どものために第3条(2)(b)のもとで認定される金額。
- (e) 第7条(1)に記載された支出の詳細、支出が関連する子どもおよび支出の額または、金額が決定されるとき、支出に関連して支払われる割合。
- (f) 1時払いまたは最初の支払いがなされる日付またはすべてその後の支払いがなされる他の時期。

## 子どもの扶養命令の変更

**第14条 変更のための事情** 本法の第77条(4)の目的のために、下記の誰かは、子どもの扶養命令に関する変更命令のために事情の発生を申し立てることができる。

- (a) 子どもの扶養料の額が、適用できる表に従った評価を含んでいる場合は、事情の変更によって、子どもの扶養命令またはその認定がちがってくる。
- (b) 子どもの扶養料の額が表に従ってなされた決定を含まない場合、一方の親または扶養料の権利をもつ子どもの条件、資産、ニーズまたは他の事情のいかなる変更も含まない。
- (c) 家族関係法、収入扶養料回復法、プロビンス裁判所法、扶養料支払命令法、親子関係および扶養法または、“子ども・青年および家族価値増加法”の第77条(a)が効力を生じる。

## 収 入

**第15条** 毎年の収入の決定 (1) 第2項の規定に従い、親の1年間の収入は、第16条ないし第20条に従って、裁判所によって決定される。

(2) 両親が書面により、一方の親の年収に同意するとき、裁判所は、これらのガイドラインの目的のため、第21条のもとで認められた収入を考慮することができる。

**第16条** 年収の計算 第17条ないし第20条の規定に従い、親の年間の収入は、

- (a) カナダ収入局によって発行される一般的な型式のなかの“総合収入”という表題のもとでのべられる収入源を使用して決定され、かつ、
- (b) 第3表に従って調整される。

**第17条** 収入の類型 (1) 裁判所の調査によれば、第16条のもとでの親の年収の決定は、その年収の公正な決定ではないとき、裁判所は親の過去3年間の年収を考慮し、かつ、収入の型式、変動に照らし、公正、かつ、合理的な年金を決定する。

(2) 親が元本または事業の投資を回収できないとしたとき、裁判所は第16条のもとでの親の年収の決定が、年間の収入の正確な決定ではなかったとき、第7条および第8条の適用を選ぶことなく、裁判所が適切と考える額に達するまで、関連する費用および利息の支払いを含めて調整することができる。

**第18条** 親が法人の株主 (1) ディレクターまたはオフィサーであり、裁判所が第16条のもとで認定された親の年収は、親が子の扶養のために支払うのに利用できるすべての金銭を正確に反映してはいないと考えるとき、裁判所は第17条に定められた事態を考慮し、親の年内の収入に

- (a) 法人の税金支払以前の全部または1部分の年収、該法人に関連する他の法人に最も近い課税年度のため、または
- (b) 親が法人のために準備している税額が法人の税金支払前の収入を越えてはいない。

(2) 第1節の目的のため、法人の納税前の収入を決定するに当り、金額が法人によって、債務、賃金、管理職手当、他の支払または利益として支払われ、さらに法人が敬遠する人の利益のために、納税前の取引に加えなければならない。ただし、親が支払いは事情のもとで合理的であると確証する場合は、この限り



## アルバータ州の子ども扶養ガイドライン

でない。

**第19条** 不名誉な収入 (1) 裁判所は下記の事情のもとで適切と判断する親の収入額を告発することができる。

- (a) 親が意識的に、雇傭され、または雇傭されない場合。ただし、雇傭されるかどうかは両親の子ども、または未成年の子どもまたは両親の合理的な教育または健康のためのニーズによる場合は、この限りでない。
- (b) 親が連邦または州の所得税の支払を免れているため。
- (c) 親がカナダよりも所得税の率がきわめて低い国に住んでいるとき。
- (d) 収入が、ガイドラインのもとで決定されるべき子どもの扶養料のレベルに影響を及ぼす。
- (e) 親の財産が一般収入合理的な利用に使われていない。
- (f) 法がそうすべき法律上の義務の下で収入の情報を提供しなかった。
- (g) 親が不合理な収入から支出を控除した。
- (h) 親が収入の重要な部分を、株の配当金、資本利得または他の税金が少額か、全くかからない他の収入源より得ている。
- (i) 親は信託受益者であり、または信託からの他の利益の収入がある。

(2) 第1項(g)のために支出控除の合理性は、単に控除が所得税額(カナダ)のもとで許されるかどうかのみにかかっているのではない。

**第20条** 居住者ではない。(1) 第2項の決定に従い、親がカナダの住民でないとき、親の年収は、あたかも親がカナダの住民になったかのように決定される。(2) 親がカナダの住民でなく、非常に高額な所得税の整備された国に住んでいるとき、他方の親が一時的に居住している州で適用される親の年収は、裁判所がこれらの事情を考慮して決定する金額とする。

## 収入の情報

**第21条** 申込人(申請人)の義務、(1) 親が子どもの扶養命令を求めており、かつ、その人の収入についての情報が、命令の金額を決定するについて必要であるとき、申立には下記を含めなければならない。

- (a) 最近3年間の納税年度それぞれによってファイルされたすべての個人的な所得税のコピー。
- (b) 最近3年間の継続年度のそれぞれについて、親によってファイルされ

た個人的な所得税の返送のコピー。

- (c) 親が被用者であるとき、最近3年間の所得の陳述—時間外労働を含め、かかる陳述が被用者によって装備されたものでないとき、親の年間の給料または報酬の価格を含めて、親の雇主からの手続、
- (d) 親が自由業のとき、最近3年間の納税年変について、
  - (i) 親の事業または職業上の協力以外の習慣について、さらに、
  - (ii) すべての給料、賃銀、管理費または他の支払。
- (e) 親がパートナーシップのパートであるとき、親の収入および支出の確認は、最近3年間の納税年間について行われる。
- (f) 親が法人を支配するか、または個人的に法人について、1%以上の利益を得ているとき、最近3年間の課税年度について、
  - (i) 法人の決算報告書、助成金および、
  - (ii) 報告書によれば、すべての給料、賃銀、管理費の支払。
- (g) 親が信託のもとで受益者であり、トラスト・セトルメントのコピーおよび最近3年間の財政報告書。
- (h) 親が学生である場合、最近の学年中に受領した奨学金、補助金、給費を含めて学生ファンドの金額。
- (i) (c)より(b)の項のもとで含めなければならない収入の情報に加えて、学生が雇傭保険、社会的援助、年金、労働者補償金、疾病支払または他の源泉から得た合計額を示す最も最近の説明または、もしかかる説明が提出できなければ、要求された情報をのべる適切な権威からの手続で充分である。

(2) 子どもの扶養命令の申立を送達され、その人の年収が命令の額を決定するために必要である場合に、もし親がカナダまたは合衆国に居住しているとき、申立を送達されてから30日以内に、もし両親が他の場所に住んでいるときは60日以内に、裁判所によって特定された期間内に送達される。

(3) 子どもの扶養命令の申立に関する手続において、親が7条(1)項に引用された費用をカバーする金額を要求するか、または不当に困難な金額を要求するとき、子どもの扶養料を受領する親は、金額が提示されてから30日以内に、または不当な困難が示されてから30日以内、親がカナダまたは合衆国に住んでいるときは60日以内に、もし親が他の場所に住んでいるか、または裁判所によって

## アルバータ州の子ども扶養ガイドライン

示されたのと別の時期に、裁判所および親に、第1項に引用された書面を用意する。

第22条 収入について情報を提供する継続的な義務。〔省略〕

第23条 州の子ども扶養サービス。〔省略〕

## 効 力 発 生

第24条 効力発生 これらのガイド・ラインは家族法典が施行される年に効力を生じる。

以 上